

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料の免除など制度の周知、情報提供を行う。

### <対策>

- 令和5年4月 法に基づく諸制度の調査。
- 令和5年7月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討。
- 令和5年10月 パンフレット配布、ポスター掲示により職員に周知。
- 令和6年2月 職員に再度周知。

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し制度の周知を図る。

### <対策>

- 令和6年6月 職員のニーズの把握。
- 令和7年6月 目標達成に向けて業務体制の検討。
- 令和8年1月 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布。
- 令和9年1月 職員へ周知の実施。